

スーパーグローバルコースの修了認定書に関する取扱いについて（案）

平成 年 月 日

スーパーグローバルコース実施運営協議会決定

- 第1 この取扱いは、スーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創成支援」において、外国の大学院との連携により、相互の大学院が編成する特別の教育課程を修了した者に対し、修了の事実を証明するものとして、修了認定書の交付に関し必要な事項について定める。
- 第2 各ユニット及びコースの長は、毎年度初めに教育担当理事に履修者名簿を提出する。
- 第3 各ユニット及びコースの長は、履修者が定められた修了要件を満たした場合、教育担当理事に修了予定者名簿を提出する。
- 1 教育担当の理事は、当該修了予定者の修了を認定し、総長に上申する。
- 2 総長は、前項の認定を受けて、修了認定書を発行する。
- 第4 修了認定書の様式は、教育担当の理事が定める。
- 第5 修了認定書発行に関する事務は、教育推進・学生支援部教務企画課において処理する。
- 第6 この取扱いに定めるもののほか、修了認定書に関し必要な事項は、スーパーグローバルコース実施運営協議会が定める。

付 記

この取扱いは、平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。